

公正採用選考 人権啓発推進員制度 について



香川労働局
公式キャラクター
オリビィ

香川労働局

公正採用選考人権啓発推進員制度について（概要）

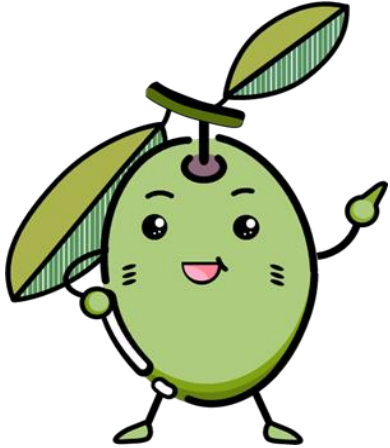
- ① 公正採用選考人権啓発推進員とは
- ② 公正な採用選考の基本
- ③ 就職差別につながるおそれがある14項目
- ④ 不適切な採用選考の実態
- ⑤ 公正採用選考人権啓発推進員の役割
- ⑥ 推進員を選任したら・・・異動があったら・・・

① 公正採用選考人権啓発推進員とは？

同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上（香川県では従業員**50**名以上）の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

② 公正な採用選考の基本

- ・ 応募者に広く門戸を開くこと
- ・ 本人のもつ**適性・能力に基づいた**
採用基準とすること



③ 職業差別につながるおそれがある 14項目

本人に責任のない事項

- ① 本籍・出生地
- ② 家族
(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)
- ③ 住宅状況
(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
- ④ 生活環境・家庭環境など

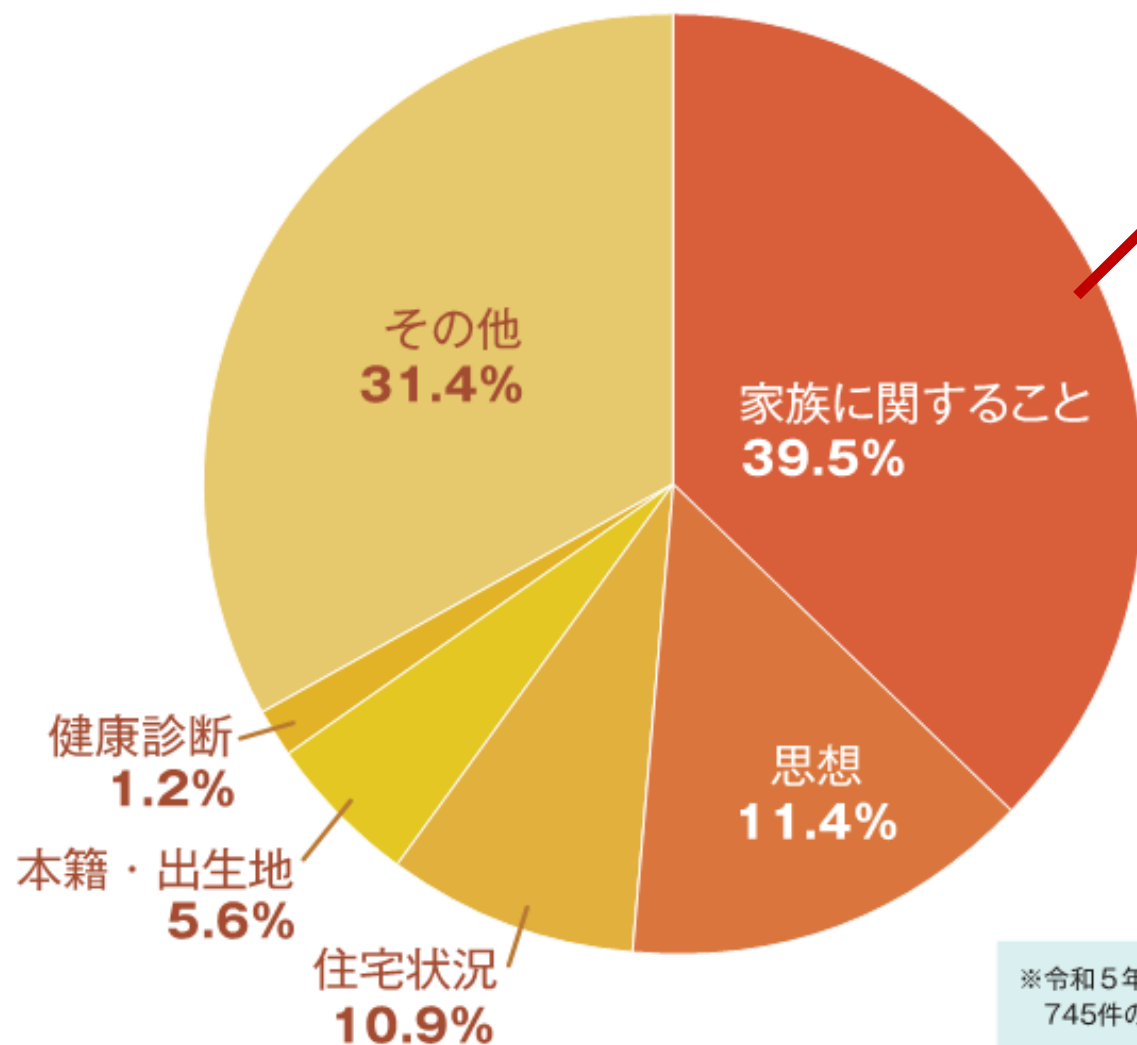
本来自由であるべき事項 (思想・信条にかかわること)

- ⑤ 宗教
- ⑥ 支持政党
- ⑦ 人生観・生活信条など
- ⑧ 尊敬する人物
- ⑨ 思想
- ⑩ 労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動などの社会運動
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など

採用選考の方法

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 本人の適正・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

④ 不適切な採用選考の実態 (1)



「家族」に関する
ことが4割と最も
多くなっている。



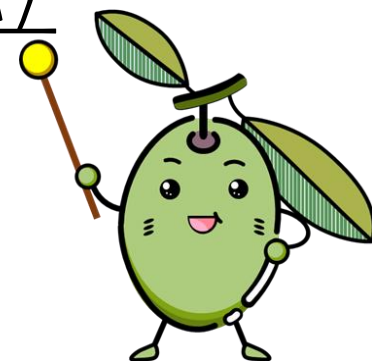
※令和5年度にハローワークで把握した
745件の内訳

不適切な採用選考の実態 (2)

《ポイント》

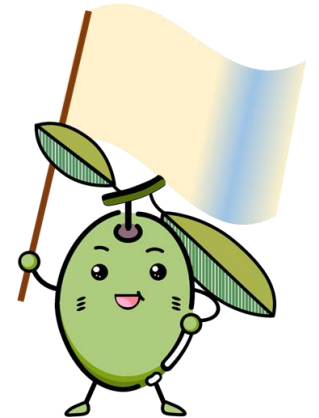
「家族に関すること」

応募者をリラックスさせるためが目的でも、結果として採否決定に影響を与えるおそれがあります。また、家族のさまざまな事情に立ち入ることになり不適切です。



⑤ 公正採用選考人権啓発推進員の役割とは？

各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役割を担います。



⑥ 推進員を選任したら... 異動があったら...

- ・公正採用選考人権啓発推進員選任報告が必要です。

管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

- ・公正採用選考に関する研修会を開催しています。

是非、参加してください。

